

経営管理権集積計画の縦覧について

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により告示する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和8年3月4日

下松市長 國井 益 雄



1 縦覧期間及び縦覧時間

令和8年3月4日から令和18年3月31日までの間（ただし、下松市の休日に関する条例（平成元年条例第38号）第1条第1項に定める市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

2 経営管理権集積計画の縦覧場所

下松市ホームページ

下松市役所地域振興部農林水産課 下松市大手町三丁目3番3号

3 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在及び地番	林小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の存続期間
集 R07-01	下松市大字河内字西黒杭 1493-3	69-48-3	山林	0.2060	令和8年4月1日から令和18年3月31日まで
集 R07-02	下松市大字河内字婦どう 10725-1	69-55-0	山林	0.1864	
	下松市大字河内字婦どう 10725-2	69-56-0	山林	0.0311	
	下松市大字河内字野中 1276	64-219-2	山林	0.5041	
集 R07-03	下松市大字河内字迫田 1683	70-102-0	山林	0.1516	
集 R07-04	下松市大字河内字石ヶ迫 10944-1	47-14-0	山林	0.5664	
集 R07-05	下松市大字河内字上小野 1213-2	64-209-1	山林	1.0723	
集 R07-06	下松市大字河内字辻山 10580	71-46-0	山林	0.4560	
集 R07-07	下松市大字河内字迫田 10634	70-108-0	山林	1.6738	
集 R07-08	下松市大字河内字池ノ尻 11055	47-120-2	山林	0.0617	
集 R07-09	下松市大字河内字迫田 11383	70-102-0	山林	0.0214	

4 本告示により、下松市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。